

練馬区公告第 1 0 7 号

都市計画の原案について

都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第1項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、東京都市計画緑地に係る都市計画の原案をつぎのとおり公告する。

なお、条例第7条第3項の規定により、法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに区長に対して意見書を提出することができる。

また、条例第7条第4項の規定により、法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）第6条第1項で定めるところにより、縦覧期間満了の日までに区長に申し出なければならない。

令和 8 年 9 月 1 日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の 種類および名称	都市計画を定める 土地の位置および区域	都市計画の 原案の概要
東京都市計画緑地 第109号長久保 の森緑地	追加する部分 練馬区大泉学園町八丁目地内	約0.11ヘクタールの 区域を都市計画緑地 に追加する。

縦 覧 場 所	練馬区都市整備部都市計画課 (練馬区役所本庁舎16階)
縦 覧 期 間	令和8年9月1日から9月24日まで (土・日曜、祝休日を除く)
意見書の提出先	練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区都市整備部都市計画課 (練馬区役所本庁舎16階)
公聴会の開催日時	令和8年10月15日 午後6時30分から
公聴会の開催場所	大泉学園地区区民館(大泉学園町八丁目9番5号)
公述の申出先	練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区都市整備部都市計画課 (練馬区役所本庁舎16階)